

Q & A

以下のQ & Aを参考に支給要件等をご確認ください。

ご不明な点は、下記の上尾市福祉総務課（電話番号048-775-5118）にご相談ください。

Q DV避難中で世帯主と話すことができません。住民票がある世帯で、世帯主が給付金を受給しました。私は給付金を受給できますか？

A 住民票がある世帯の世帯主が給付金を受給済の場合であっても、要件（住民登録・避難先、DV避難中であることの証明）を満たしている場合には、上尾市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 避難先の住まいが上尾市にある場合、どのような手続きが必要ですか？

A チラシ表面に記載の提出書類をご用意の上、申請期間内に提出して下さい。申請書及び申出書は、上尾市ホームページからダウンロード、または上尾市給付金申請窓口にて配布します。

※申請期間内の提出が難しい場合は、上尾市福祉総務課にご連絡ください。

Q DV等を理由として、上尾市に住民票があり、上尾市外に住んでいるのですが、給付金は受給できますか？

A 必要書類を市にご提出いただくことで受給できます。本チラシ表面に記載の提出書類をご確認ください。

! 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！